

日 時：令和 8 年 8 月 26 日（水）13:00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、小笠原委員、宍戸委員、
新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、小川審議官、津村審議官、香月参事官、日置参事官、
片岡参事官、安蒜参事官

○事務局 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第366回個人情報保護委員会を開催いたします。
本日の議題は一つです。

議題 1 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・規則等で定める
事項の全体像（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題 1 につきまして、資料 1 に沿って御説明いたします。

今回お諮りするののは、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・
規則等で定める事項の全体像（案）について」であります。

資料 1 の 1 ページ目から 3 ページ目までは、改正個人情報保護法の施行に向けて、政
令・規則・ガイドライン等において整備すべき主な項目をお示ししたものととなります。

改正法の内容は、「適正なデータ利活用の推進」、「リスクに適切に対応した規律」、「
不適正利用等防止」、「規律遵守の実効性確保のための規律」の四つに分類できますの
で、その分類に従って順番に御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

一つ目は、「適正なデータ利活用の推進」につきまして、まずは表の 1 行目になります
けれども、改正法においては、「統計作成等」にのみ利用される場合には、個人データ等
の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、一定の事項の公表等の
要件を満たす限りにおいて、本人の同意を不要とする特例が設けられております。

本特例にいう「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成
する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析等を行うことにより、当該大量の
情報の傾向又は性質に係る情報を作成する行為のうち、「個人の権利利益を害するおそれ
が少ないもの」として規則で定めるものとされています。また、本特例においては、外国
にある第三者に個人データ等を提供する場合には、当該第三者が「基準適合体制」を整備
していること等が求められています。

このため、規則においては、「個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」を定める
とともに、個人情報取扱事業者が公表すべき内容や公表の方法、外国にある提供先が整備
すべき「基準適合体制」の内容等を定める必要がございます。

つづきまして、2行目を御覧ください。

改正法においては、本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他個人情報の「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として規則で定める場合には、個人データの第三者提供等に本人の同意を不要としています。

このため、規則においては「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」を定める必要があります。

つづきまして、2ページ目を御覧ください。

二つ目の分類である「リスクに適切に対応した規律」につきまして、表の1行目になりますけれども、改正法において、16歳未満の本人及びその法定代理人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができることとされています。

ただし、その例外として、本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該保有個人データの「取得の状況からみて16歳未満の本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として規則で定める場合が規定されているほか、当該保有個人データが法定代理人等や規則で定める者により公開されていたものである場合等が規定されています。

くわえて、改正法上に規定されている例外事由に準じ、例外事由を政令で定めることも可能とされています。

このため、政令において、必要に応じて法律上の例外事由に準じる例外事由を定めることが考えられます。また、規則におきまして、例外事由に該当することとなる「取得の状況からみて16歳未満の本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」と、保有個人データの公開主体を定める必要がございます。

つづきまして、2行目を御覧ください。

改正法において、個人情報取扱事業者は、「特定生体個人情報」を取り扱うに当たっては、一定の事項について、本人に周知しなければならないとされています。また、本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される「特定生体個人情報」が取り扱われるときは、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができることとされています。ただし、これらの規律については、例外事由が幾つか規定されており、利用停止等に係る例外事由には、本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他特定生体個人情報の「取得等の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、個人情報保護委員会規則で定める場合等が規定されています。また、周知義務、利用停止等のいずれについても、改正法上に規定されている例外事由に準じる例外事由を政令で定めることも可能とされています。ここでいう「特定生体個人情報」とは、個人識別符号のうち、「特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該

情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないもの」として政令で定めるものを変換したものが含まれる個人情報とされています。

このため、政令において、「特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないもの」を定める必要があり、また、周知義務及び利用停止等について、必要に応じて法律上の例外事由に準じる例外事由を定めることが考えられます。

さらに、規則において、本人に周知すべき事項や周知の方法、くわえて、利用停止等の例外事由となる、特定生体個人情報の「取得等の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」を定める必要があります。

つづいて、3行目を御覧ください。

改正法においては、ほかの個人情報取扱事業者等から、個人情報等の取扱いの委託を受けた個人情報取扱事業者等が行う当該個人情報等の取扱いについては、委託契約において、当該個人情報等の取扱い方法として規則で定める事項等が定められている場合であって、当該取扱いが当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内において当該契約の定めに従って行われるときは、原則として法第4章の各種義務規定の適用を免除することとされています。

このため、規則においては、委託契約において定めるべき事項や契約の方法を定める必要があります。

つづきまして、4行目を御覧ください。

改正法においては、個人データの漏えい等の事態が生じた場合における個人情報取扱事業者等による本人通知義務の例外として、「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」として規則で定める場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときと規定されています。

このため、規則においては「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」を定める必要がございます。併せて、漏えい等に係る報告の方法や、報告義務の対象となる事態も見直すこととしています。

3ページ目を御覧ください。

つぎに、三つ目の「不適正利用等防止」につづきまして、表の1行目を御覧ください。

改正法においては、「連絡可能個人関連情報」の不適正利用及び不正取得が禁止されています。ここでいう「連絡可能個人関連情報」とは、連絡等に利用することができる一定の記述等が含まれる個人関連情報であり、ほかの情報と容易に照合することができ、それにより一定の記述等を特定することができることとなるものも含むものとされています。

その上で、一定の記述等としては、電話番号・メールアドレス等の法律上規定されている記述に加えて、規則でも対象を追加できることとされています。

このため、規則においては、必要に応じて、「特定の個人に対する連絡その他の情報の

伝達に利用することができる記述等」を定めることが考えられます。

つづきまして、2行目を御覧ください。

改正法において、個人情報取扱事業者は、オプトアウト制度により個人データを第三者に提供するときは、当該第三者の名称や住所等の確認をしなければならないとされています。ただし、その例外として、当該個人データの全部が、本人等や規則で定める者により公開されていたものである場合が規定されており、また、当該場合に準じる例外事由を規則で規定できることとされています。

このため、規則においては、名称や住所等の確認方法、例外事由に該当することとなる個人データの公開主体、ほかの例外事由を定める必要があります。

つぎに、四つ目の「規律遵守の実効性確保のための規律」につきまして、4行目を御覧ください。

改正法においては、個人情報取扱事業者が一定の違反行為をした場合において当該違反行為等の対価として金銭等を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額として政令で定める方法により算定した額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないとされています。ただし、「個人の権利利益を害する程度が大きい場合」として政令で定めるときは、その納付を命ずることができないものとされています。その上で、課徴金の算定基礎の推計、課徴金の額の減額、課徴金の納付義務等、弁明の機会の付与等については、一定の事項が政令や規則に委任されています。

このため、政令において、課徴金の額の算定方法や「個人の権利利益を害する程度が大きい場合」等を定めるとともに、規則において、課徴金の算定基礎の推計方法等を定める必要がございます。

そのほか、ガイドラインやQ&Aにおいては、1ページ目から3ページまでの改正法の内容について、基本的な考え方や具体事例等を示す必要がございます。

つぎに、4ページを御覧ください。

政令・規則・ガイドライン等の整備に向けては、本年9月以降、本日お示しした全体像を踏まえ、個人や事業者等多様な主体から広く丁寧に御意見を伺いながら具体的な内容の議論を進めたいと考えています。

まず、改正法の四つの分類やテーマに応じて何回かに分けて、論点ごとに基本的な考え方をお示しし、委員会において御議論いただきたいと考えています。その上で、事務局においては、多様な個人の立場から御意見を伺う団体や、事業者の立場から御意見を伺う団体との意見交換を幅広く実施するとともに、それらの団体からのヒアリングを実施することを考えています。

なお、事務局ヒアリングに先立って実施する意見交換につきましては、個別又は一定のまとまりのあるグループごとに、委員会の会合の開催に応じて実施することを想定しています。

その後、意見交換や事務局ヒアリングの内容等も踏まえ、各論点を数回に分けて政令・規則等で定める具体的内容をお示しし、委員会において御議論いただきたいと考えています。その際、基本的な考え方を御議論いただいた後と同様に、事務局においては、多様な個人の立場から御意見を伺う団体や、事業者の立場から御意見を伺う団体との意見交換を実施することを考えています。

最後に、それまでのプロセスを通じて幅広くお伺いした御意見を考慮しつつ、政令・規則の条文案をお示しし、委員会において御議論をいただいた上で、パブリックコメントを開始することを考えています。

事務局からの説明は以上となります。

○手塚委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見を願いたいします。

どうぞ。

○新保委員 御説明ありがとうございます。

私からは、五つの点について意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、一つ目ですが、今回の改正によって追加された情報タイプの交錯を横断的に整理すること、それから、条文の精読なしに伝わらない可能性がある点を解説していただきたいと思います。

具体的には、今回の改正により、これまでの個人情報、個人データ、保有個人データ、要配慮個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報に、統計作成等関連の3類型、特定生体個人情報、連絡可能個人関連情報という情報類型が加わりました。

定義、義務、例外の相互関係、とりわけ、「～の規定にかかわらず」の明示列举により、何が解除されたのか、何が存続するのかという点を把握する必要があります。例えば、仮名加工情報や、特定個人情報までもが統計作成等の特例によって第三者提供ができるようになるわけではないということについては、条文の精読なしには伝わらない部分があるだろうと思います。相当よく読まないといけないという部分については、やはり実務上、明確にしておいたほうがよいと考えます。

ガイドラインで定める部分についても、例えば類型間の適用関係を横断する対応表であるとか、本人同意の判定フロー等を設け、どのような場合に同意を取らずに問題なく手続を進められるのかということや、一度利用目的を設定した後に同意があっても解除できない部分等を明確にするとともに、東ね改正された番号利用法と次世代医療基盤法、行政機関等に係る規律との平仄、これを一体的に示すことが必要ではないかというのが意見であります。

二つ目として、技術中立性を維持していただきたいと思っております。具体的には、特定生体個人識別符号の政令委任であるとか、統計作成等特例の行為類型の規則委任の基準ですけれども、これは、特定の技術、手法を示すことでは、今後の技術の進歩に追い付けませんので、技術の陳腐化への耐性を確保することが、今後の対応で求められると思いま

す。

さらに、既存の判断枠組みや国際的な評価枠組みとの整合性を保つということも重要です。国内外の事業者に一貫した予見可能性を与えるということが重要かと思います。その際に、技術中立性という視点を重視していただきたいと思います。

三つ目ですけれども、本人関与の実質化を様式から設計していただきたいと思います。今回の改正で、特に統計作成等特例について、公表事項が重要な意味を持っています。特定生体個人情報については第21条の2の通知、利用停止請求については第35条の拡充、法定代理人の関与について第40条の2というように、本人関与のチャンネルが新設・拡充されているわけであります。本人同意の緩和という点について大きな注目を集めたところ、これだけ本人関与のチャンネルが新設されたことについては、法の実効性、本人関与の実質化という観点から、非常に大きな意義がある改正だと思います。

一方で、このような手続については、形式的に実施されるだけでは、法の趣旨が機能しません。公表・通知の記載の粒度、様式であるとか掲載の恒常性、検索可能性、請求の受付体制、それから、こども・法定代理人への到達方法等が、分かりやすく設定されることが前提条件になります。良い例・不十分な例を運用基準で示すなどし、それらを踏まえて関与手続が実質化して、初めて同意に代わるものとして正当化される部分もありますので、その点も考慮して必要な事項を示していただきたいと思います。

四つ目は、執行の段階性、比例性、予見可能性です。課徴金については、対象行為、対価要件、相当の注意の考慮、課徴金額の算定と減免の基準、手続保障といったところについては、今後明確化していただくと思いますけれども、併せて、指導、勧告、命令から課徴金に至る段階性も明確にしていきたい。命令違反によって課徴金が課される可能性を過度に懸念している方がいますが、これまでの経緯から、命令違反に対する罰則の適用がないこと等を踏まえ、そのような過剰な懸念の払拭に努めていただきたいと思います。

それから、第171条の域外適用について、外国の事業者に対する調査・執行の方法と国際協力の枠組み、これも海外の事業者の方がかなり関心を持っているところですが、これと併せて、国内事業者に対しては、規律の平仄を実効化するということが、つまり国内と国外の事業者に、同様に執行するということが必要になるため、その点も踏まえていただきたい。さらに、中小事業者、それから学術研究機関については、義務の趣旨を損なわない範囲で、実務負担に配慮した実装例を示していただきたいと思います。これが、今後の制度全体の受容性を高める上で、重要な観点だと思います。

最後に、公布から2年以内という施行プロセス全体を、制度として設計していくということです。法律が改正されたということだけでなく、これからの施行に向けた準備において、政令・規則・ガイドライン等が、今回の法改正では重要な位置を占めています。この点の注目度も高いということからすると、検討工程表を公表することや、案の段階で十分な意見交換と多様な関係者との対話を行うということが不可欠であると思います。

また、実務的には、施行前に取得・保有されていた情報への適用関係を、経過措置の有

無も含めて確認的に明示することが求められますし、施行までの段階的な対応によって、駆け込み的・不確実な処理を防ぐことも必要になるかと思います。

あわせて、附則の検討事項、今後の３年ごとの見直しが実証的に行われるように、公表・通知の実施状況、本人関与の状況、執行状況に関する情報の収集と公表の仕組みを、施行プロセス全体を制度として設計するという観点から、施行プロセスとともに整備の当初から組み込んでいただきたいと思います。

これらを踏まえて、各制度の個別事項が検討されることを要望します。

以上です。

○手塚委員長 どうもありがとうございました。

何か事務局からありますか。

○香月参事官 御指摘ありがとうございます。いただいた御指摘を踏まえて検討していきたいと思います。

条文を精読することなく理解できるように丁寧に分かりやすい説明に心掛けるということですか、今後の規則、ガイドライン等を具体化する過程で、技術中立性を維持する、本人関与の実質化を図るための様々な工夫を講じるということ、また、今後２年以内に施行するまでのプロセスについても分かりやすく説明していくことなど、いずれも大変重要な御指摘だと思っておりますので、御指摘いただいた方向で対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○手塚委員長 ほかにございますでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお伺いします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。